

広島県環境基本条例をここに公布する。

広島県環境基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 環境の保全に関する基本的施策(第九条—第二十一条)

第三章 地球環境の保全の推進等(第二十二条・第二十三条)

附則

わたしたちの広島は、世界に誇れる瀬戸内海をはじめ、中国山地などを擁する美しく豊かな環境に恵まれ、遠い過去から現在へとつながる時の流れの中で、生活を営み、産業を興し、個性ある文化を創り出してきた。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会活動は、環境の恵みである資源を消費し、不用物を環境に排出していく営みでもあり、環境に大きな影響を及ぼしている。

また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、自然の生態系を破壊するだけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での現在及び将来の県民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、わたしたちの責務である。

わたしたちは、環境が有限なものであることを深く認識し、県民・事業者・行政が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な広島を目指さなければならない。

ここに、わたしたちは、広島の健全で恵み豊かな環境を保全していくとともに、よりよい環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、広島県(以下「県」という。)、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。

一部改正〔平成一七年条例三七号〕

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、現在及び将来の世代の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 一 公害の防止に関すること。
- 二 自然環境の保全に関すること。
- 三 野生生物の種の保護及び生態系の多様性の確保に関すること。
- 四 人と自然との豊かなふれあいの確保及び良好な景観の形成に関すること。
- 五 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及びリサイクルに関すること。
- 六 資源及びエネルギーの有効利用に関すること。
- 七 地球環境の保全に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

一部改正〔平成一七年条例三七号〕

(市町との連携)

第五条 県は、環境の保全を図る上で市町が果たす役割の重要性にかんがみ、市町との連携に努めるとともに、市町が行う環境の保全のための施策を支援するように努めるものとする。

全部改正〔平成一七年条例三七号〕

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

一部改正〔平成一七年条例三七号〕

(県民の責務)

第七条 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

一部改正〔平成一七年条例三七号〕

(年次報告等)

第八条 知事は、毎年、県議会に、環境の状況及び知事が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

- 2 知事は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。

第二章 環境の保全に関する基本的施策

(環境基本計画の策定)

第九条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全に関する基本構想
- 二 環境の保全に関する施策に係る基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広島県環境審議会及び市町長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例三七号〕

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 県は、県の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第十一条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、かつ、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、環境影響評価に関する必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十二条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の適正な保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 第一項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成の措置)

第十三条 県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的な助成を行うように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第十四条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生生物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地などの公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第十五条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第十六条 県は、環境の保全に関し、事業者及び県民がその理解を深めるとともに活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実など、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第十七条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十八条 県は、第十六条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に提供する

ように努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第十九条 県は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施並びに技術の開発及びその成果の普及に努めるものとする。

(監視、測定等)

第二十条 県は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の都道府県との協力)

第二十一条 県は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の都道府県と協力して、その推進に努めるものとする。

第三章 地球環境の保全の推進等

(地球環境の保全に資する行動指針の策定等)

第二十二条 県は、県、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、必要な啓発を行い、その普及に努めるとともに、これに基づく行動を促進するものとする。

一部改正〔平成一七年条例三七号〕

(地球環境の保全に関する国際協力)

第二十三条 県は、国及び関係機関と連携し、環境の保全に関する調査及び研究並びに情報の提供及び技術の活用等を効果的に行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(広島県公害防止条例の一部改正)

2 広島県公害防止条例(昭和四十六年広島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 公害の防止に関する基本的施策(第九条―第十七条)」を「第二章 削除」に改める。

第一条中「人間優先を基本理念として、事業者、県、市町村及び県民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する施策の基本となる事項その他」を削る。

第二条第一項を次のように改める。

この条例において「公害」とは、広島県環境基本条例(平成七年広島県条例第三号。以下「環境基本条例」という。)第二条第三項に規定する公害をいう。

第二条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項から同条第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

第三条を次のように改める。

(県等の責務)

第三条 県、市町村、事業者及び県民は、環境基本条例第三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、公害の防止が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第四条及び第五条を削る。

第六条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業者に対する援助)

第五条 県は、事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善につき必要な金融上の措置、技術的な助言その他の援助に努めなければならない。この場合において、中小企業者に対しては、特別の配慮をするものとする。

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第九条から第十七条まで 削除

第十九条第二項第一号イ中「第二条第三項第一号」を「第二条第二項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第三項第二号」を「第二条第二項第二号」に改め、同号ハ中「第二条第三項第三号」を「第二条第二項第三号」に改め、同項第二号イ中「第二条第七項第一号」を「第二条第六項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第七項第二号」を「第二条第六項第二号」に改める。

第四十六条第三項中「第二条第七項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

(広島県自然環境保全条例の一部改正)

3 広島県自然環境保全条例(昭和四十七年広島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに」を削り、「定めることにより、自然環境の適正な保全を総合的に推進し」を「定め、自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし」に改める。

第二条を次のように改める。

(県等の責務)

第二条 県、市町村、事業者及び県民は、広島県環境基本条例(平成七年広島県条例第三号)第三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第四条を削る。

第五条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(地域開発施策等における配慮)

第五条 県は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

第六条から第十一条までを次のように改める。

第六条から第十一条まで 削除

(広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部改正)

4 広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例(昭和五十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 資源及びエネルギーの有効利用に関する施策(第三十三条・第三十四条)」を「第六章 削除」に改める。

第一条中「、資源及びエネルギーの有効利用に関する施策」を削る。

第六章を次のように改める。

第六章 削除

第三十三条及び第三十四条 削除

附 則(平成一七年七月六日条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。